

第 7 条

7. 指名と選挙

7.1. 指名

7.1.1. 指名委員会

7.1.1.a. 年次大会に於いて選出された、各カウンスルに属する 5 名の正会員によって構成される。指名委員会は年次大会に続く次年度に活動する。もし委員に欠員が生じた場合は次点者を繰り上げる。ただし、該当者がいない場合は指名委員候補者名簿の中から全所属クラブの郵便投票により補充する。指名委員候補者は、原則として全てのカウンスルから最低 1 名指名されるものとする。

7.1.1.b. 選挙の 90 日前までに、ITC-J 役員と指名委員の候補者の指名を提出するよう各クラブに要請する。役員と指名委員の候補者として資格のある会員を積極的に探すことができる。

7.1.1.c. 役職について候補者が資格と必要条件を満たしているか確認する。

7.1.1.d. 各候補者から就任承諾書を得る。

7.1.1.e. 候補者名と各々の資格のリストを作成し、全クラブに年次大会の最低 60 日前までに送付する。

7.1.2. 派遣員からの指名：年次大会において派遣員又は公式代理人により候補者を会場から追加指名することができる。ただし、候補者がその役職の必要条件を満たし、就任承諾書がある場合に限る。

7.2. 資格

7.2.1. 全ての選出役員は

7.2.1.a. 指名された時点において、過去最低 5 年間 ITC-J 内の有資格クラブの正会員であること。

7.2.1.b. クラブ及びカウンスルレベルにおいて選出役員を務めた者であること。

7.2.1.c. 所属クラブから指名を受けた者であること。

7.2.1.d. 年次大会及び役員会に出席できること。

7.2.2. 会長は

7.2.2.a. カウンスル会長を務めた経験のあること。ITC-J 会則 - 4 - 2024

7.2.2.b. ITC-J の選出役員を最低 1 期務めた経験のあること。

7.2.3. 次期会長は

7.2.3.a. カウンスル会長を務めた経験のあること。

7.2.3.b. ITC-J の選出役員、任命役員、常任委員会の委員長のいずれかを最低 1 期務めた経験のあること。

7.2.4. 第一副会長及び第二副会長は

ITC-J の選出役員、任命役員、常任委員会の委員長のいずれかを最低 1 期務めた経験のあること。